

TAINS

Tax Accountant Information Network System

SERIES TAINS 解体新書

固定資産税を巡る裁決例 — 処分の違法性又は不当性 —



依田 孝子 [大森]

はじめに

総務省のホームページ（行政不服審査裁決・答申検索データベース）では、行政不服審査法等に基づく不服申立てについて、審査庁が行った裁決内容や行政不服審査会等が行った答申内容等を検索・閲覧することができます。

TAINSでは、地方税法に関する裁決例のうち、納税者の審査請求が認容及び一部認容された事例から、随時、編集し収録を行っています。

今回は、そのうち固定資産税に関する処分について、違法性又は不当性が争われた裁決例をご紹介します。

I. 相続人代表者の指定

令3.6.25裁決（認容）
F0-7-012

< 事案の概要 >

刈谷市長は、大正11年12月6日に死亡したAが所有者として登記されている土地（相続財産）の相続登記がされず、相続人代表者も存在していなかったことから、相続人代表者指定通知書を審査請求人の父で、Aの甥であるB宛て送付しました。この事案は、Bが令和2年2月2日に死亡したことから、刈谷市長が、相続財産に係る納税通知書等の通知を受け取る者を指定するため、地方税法第9条の2《相続人からの徴収の手続》第2項の規定に基づき、審査請求人をAの相続人代表者として指定し、令和3年1月21日付けで審査請求人宛て相続人代表者指定通知書を送付したところ、審査請求人がこれを不服として、審査請求をしたものです。

< 審査庁の判断 >

審査庁（刈谷市長）は、次のとおり判断し、相続人代表者指定に関する処分を取り消し、審査請求を認容しました。

① 地方税法第9条の2の規定は、納税者に相続があった場合において、当該納税者の税関係書類を受領する代表

者の指定に関するものであり、令和3年度分の固定資産税の賦課期日である令和3年1月1日より前の大正11年12月6日に死亡したAは、同条に規定する納税者ではない。

② また、賦課期日前に相続財産の所有者であるAが死亡していることから、地方税法第343条《固定資産税の納税義務者等》第2項後段の規定により、相続財産を現に所有する相続人に対して令和3年度分の固定資産税が賦課され、審査請求人を含む相続人が連帯して納税義務を負うものである。

③ したがって、地方税法第9条の2第2項の規定に基づき、審査請求人をAの相続人代表者に指定することに理由はなく、Aに係る相続人指定に関する処分は、適法なものとはいえない。

II. 現況に基づかない地積による分割評価

令3.3.10裁決（認容）
F0-7-016

< 事案の概要 >

処分庁（益田市長）は、審査請求人が所有する1筆の土地につき、法面部分（山林並雑種地）と平地部分（雑種地）との地積により分割評価を行い、令和2年度固定資産税の賦課決定（本件処分）をしました。この事案は、審査請求人が、法面部分（山林並雑種地）の地積が過小であることから、現況に基づかない地積による固定資産税の賦課決定は、違法又は不当な処分であるとして、その取消しを求めるものです。

< 審査庁の判断 >

審査庁（益田市長）では、次のとおり判断し、固定資産税の賦課決定を取り消し、審査請求を認容しました。

① 賦課期日である令和2年1月1日以前に納税義務者から異議の申出や測量資料等の提供がない中で、大量の固定資産の評価において逐一実地調査を行い、土地の具体的な形状及び利用状況等を確認することを処分庁に要求するのは現実的ではないことは理解でき

るとしても、関係法令の定め及び裁判所の判示（平成28年5月18日大阪地裁判決）に照らせば、本件処分が適法に行われたと判断するに足る主張立証が認められるとはいえない。

② 土地の分割評価に関して、固定資産評価基準に明文の規定はないが、処分庁は、1筆の土地を土地全体の状況で評価することが妥当でない場合にあっては、地方税法第403条第2項に規定する納税者とともにする実地調査、納税者に対する質問等のあらゆる方法により、土地の現況及び利用目的の差異を踏まえて、公平な評価をするよう求められているといえる。また、判例（平成15年6月26日最高裁判決）を踏まえると、地方税法により固定資産評価基準に委ねられている点について、課税庁は、適正な時価による土地の価格の決定に当たり、賦課期日における客観的な交換価値を上回らないよう補正するための方法の1つとして、分割評価の方法を採用しているといえ、本市も同様に扱っていると思われる。

③ 土地の評価に当たって処分庁に分割評価の義務があるとはいえないが、一方で、処分庁は、適正な時価により固定資産課税台帳に登録する土地の価格を決定する義務を負っており、分割評価の方法で土地の評価を行う以上、土地の現況及び利用目的を觀察し、それぞれの地目ごとの適正な地積により価格を決定する義務があるといえる。

④ したがって、現況を反映したものではないと推定される地積に分割評価された固定資産税の賦課決定は、処分庁が負う地方税法上の義務に照らし、違法とまではいえないものの、妥当性を欠くものと判断される。

III. 私道に係る非課税申告書の申告期限後の提出

平29.5.16裁決（認容）
F0-7-043

< 事案の概要 >

この事案は、審査請求人が、処分庁

（国分寺市長）に対し、本件土地のうちの私道部分（本件私道）に係る固定資産税・都市計画税非課税申告書（非課税申告書）を申告期限後に提出したところ、処分庁が、本件私道を非課税としないで本件土地に係る平成28年度固定資産税等の賦課処分（本件処分）をしたことから、争われたものです。

< 審査庁の判断 >

審査庁（国分寺市長）は、次のとおり判断し、本件処分を取り消し、審査請求を認容しました。

① 非課税申告書が国分寺市の事務取扱要領に規定する当該年度の申告期限後に提出された場合であっても、そのことを理由に当該年度の非課税認定を認めないとする取扱いは適当ではなく、審査請求においては賦課期日時点の現況が地方税法第348条第2項第5号の非課税要件に該当していたかどうかに基づき判断されるべきものと解される。

② 本件私道が、賦課期日である平成28年1月1日時点において、公共の用に供する道路として、非課税要件を満たしていたことは明らかであり、また、その位置及び地積についても、非課税申告書に添付された図面のとおりであったと解することに疑いの余地はない。

③ それにもかかわらず、申告期限を経過したことを理由に本件処分を維持することは、地方税法第348条第2項の規定に反するものであり違法である。

おわりに

TAINSで、上記の裁決例を検索する場合は、[細かい条件を指定して検索] ⇒ [TAINSキーワード] 欄に、「固定資産税」「認容」などの検索ワードを入力します。

TAINSの入会に関するお問い合わせは、データベース事務局へ
TEL 03-5496-1195

会計事務所向けシステムなら

MJS

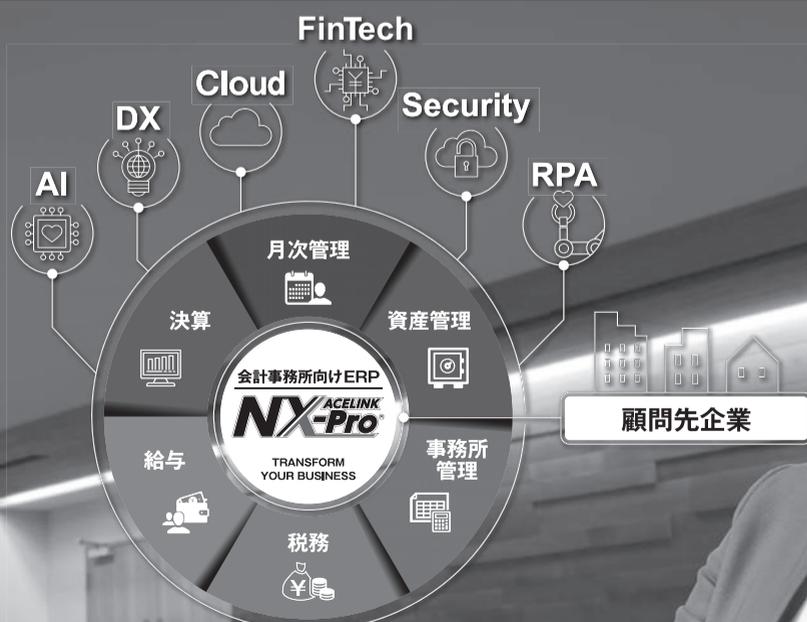
ミロク情報サービス

MJSでは、最新テクノロジーを活用したサービスを提供することにより会計事務所と顧問先企業の関係をより強固なものとし、会計事務所の新たなビジネス創出を支援します。

●記載の製品名は株式会社ミロク情報サービスの商標又は登録商標です。

ACELINK NX-Pro 検索

MJSはミロク会計人会とともに企業経営をサポートしています。



MJS 財務と経営システムのリーディング・カンパニー
株式会社ミロク情報サービス
東証第一部上場（証券コード：9928）



MJS
イメージキャラクター 菊川 伶